

令和6年4月1日

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
代表取締役 英 裕治

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和5年12月22日付でエソテリック株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エソテリック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本合併の効力発生日

令和6年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和6年2月8日付の官報による公告及び債権者への個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、令和6年2月8日付の官報及び当社ホームページでの電子公告により公告を

行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併をもって吸収合併消滅会社の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

吸収合併消滅会社の事前開示書面は、別紙2のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和6年4月5日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

吸収合併消滅会社の純資産の承継に係る基準日を2023年9月30日として合意しておりましたが、2024年3月26日付で2023年12月31日に変更する合意をし、両社の取締役会で承認のうえ変更契約を締結いたしました。変更契約の内容は、別紙1のとおりです。

なお、承継資産に係る実質的な変動はありません。

以上

別紙 1

合併契約に係る変更契約書

ティアック株式会社（以下「甲」という。）とエソテリック株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で2023年12月22日付締結した甲乙間の合併契約（以下「原契約」という。）について、以下の通り変更契約を締結する。

第1条（原契約の変更）

甲と乙は、原契約第6条第1項を以下のとおり変更することに合意する。

第6条（会社財産の引継ぎ）

【変更前】

1 乙は、2023年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

【変更後】

1 乙は、2023年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

第2条（原契約の定義・用語）

本契約において使用される用語は、特に規定しない限り原契約と同一とする。

第3条（原契約の同一性）

第1条において定めるものを除き、原契約の規定は変更されないものとし、本契約に定めのない事項については、すべて原契約の規定による。

第4条（有効期間）

本契約は、2023年12月22日に遡及して効力を有するものとし、原契約と同一期間存続する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙電子署名のうえ、各自その電磁的記録を保管する。

2024年3月26日

甲（存続会社）：

[本店所在地] 東京都多摩市落合一丁目47番地
[商号] ティアック株式会社
[代表者] 代表取締役 英 裕治



乙（消滅会社）：

[本店所在地] 東京都多摩市落合一丁目47番地
[商号] エソテリック株式会社
[代表者] 代表取締役 加藤 徹也



令和6年2月1日

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
代表取締役 英 裕治

東京都多摩市落合一丁目47番地
エソテリック株式会社
代表取締役 加藤 徹也

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

ティアック株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びエソテリック株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議等必要な手続を経て、令和5年12月22日付で合併契約を締結し、令和6年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併です。本合併に関する両社の事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は別紙1（合併契約書の写し）のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、該当事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）より閲覧可能です。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な事項
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要影響を与える事項
該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 吸収合併契約等備置開始日後に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

ティアック株式会社（以下「甲」という。）とエソテリック株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社および消滅会社）

甲と乙は、本書末尾に記載する甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その商号、本店所在地その他の事項につき定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式または金銭等を交付しない。

第4条（増加すべき資本金および準備金等）

本合併は無対価合併であり、本合併により甲の資本金および準備金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲および乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 乙は、2023年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 乙は、前項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産および負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲および乙が協議して決定する。

第8条（合併承認）

- 甲および乙は、本合併が甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。なお、甲は、会社法第796条第2項に基づき、また、乙は、甲がその総議決権の100%を所有する特別支配会社であるため会社法第784条第1項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を要しないことを確認する。
- 甲および乙は、本契約締結の前提として、本契約および本合併に係りそれぞれの取締役会において必要な承認決議を得るものとする。

第9条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その重要な財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議の上、これを行う。

第10条（条件の変更、解除）

甲または乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲または乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、または隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議のうえ本契約の条件を変更し、または、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲乙いずれかの取締役会または法令に定める関係官庁等の合併に係る承認または許認可が得られない場合は、その効力を失うものとする。

第12条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙電子署名のうえ、各自その電磁的記録を保管する。

2023年12月22日

甲（存続会社）：

[本店所在地] 東京都多摩市落合一丁目47番地

[商号] ティアック株式会社

[代表者] 代表取締役 英 裕治



乙（消滅会社）：

[本店所在地] 東京都多摩市落合一丁目47番地

[商号] エソテリック株式会社

[代表者] 代表取締役 加藤 徹也



貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	590,786,008	I 流 動 負 債	267,147,138
現金および預金	76,698,832	買 掛 金	76,943,909
売 掛 金	267,162,022	未 払 金	120,126,881
製 品	141,597,366	未 払 費 用	16,836,152
前 払 費 用	1,355,884	賞 与 引 当 金	21,926,870
前 払 金	9,084,339	製 品 保 証 引 当 金	8,810,000
未 収 消 費 税	56,589,053	返 品 調 整 引 当 金	2,669,000
短 期 貸 付 金	38,296,444	未 払 法 人 税 等	5,334,300
その他流動資産	2,068	1年以内返済長期借入金	12,360,000
		前 受 金	1,239,226
		預 り 金	900,800
II 固 定 資 産	57,673,613	II 固 定 負 債	96,419,308
(1) 有形固定資産	4,351,155	長 期 借 入 金	78,370,000
工具器具及び備品	4,351,155	長 期 未 払 金	18,049,308
(2) 無形固定資産	3,322,378		
ソフトウェア	3,322,378	負 債 合 計	363,566,446
(3) 投資その他の資産	50,000,080	純 資 産 の 部	
投資有価証券	49,990,080	I 株 主 資 本	
出 資 金	10,000	(1) 資 本 金	90,000,000
		(2) 資 本 剰 余 金	123,389,679
		その他資本剰余金	123,389,679
		(3) 利 益 剰 余 金	71,503,496
		その他利益剰余金	71,503,496
		株 主 資 本 合 計	284,893,175
		純 資 産 合 計	284,893,175
資 産 合 計	648,459,621	負 債 及 び 純 資 産 合 計	648,459,621

(注) 1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価の方法
棚卸資産…………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産…………… 法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法
- (3) 重要な引当金の計上方法
貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
製品保証引当金…………… 製品の保証期間内に係るアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づくアフターサービス費用の今後の支出見込額を計上している。
返品調整引当金…………… 製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上している。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- (5) 消費税等の会計処理方法
税抜き方式を採用している。

2. 貸借対照表注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	38,296,444 円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	187,033,300 円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	20,905,809 円
(4) 1株当りの当期純利益	30,648 円 80銭

損 益 計 算 書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	金 額
営業損益の部 営業収益 売上高 営業費用 売上原価 返品調整引当金繰入 販売費及び一般管理費	1,854,334,000 1,075,923,497 △ 224,000 714,368,903 1,790,068,400
営業利益	64,265,600
営業外損益の部 営業外収益 受取利息 受取配当金 為替差益 雑収入	436,584 2,787,950 31,659,339 38,180 34,922,053
営業外費用 支払替利差 雑損失	△ 94,917 21,966,463 1,564 21,873,110
経常利益	77,314,543
税引前当期純利益 法人税・住民税・事業税 法人税等調整額	77,314,543 22,146,699 0
当期純利益	55,167,844

(注) 1. 関係会社との取引高

売上高	71,979,360 円
仕入高	877,093,000 円
営業取引以外の取引高	202,707,131 円

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
2022年4月1日残高	90,000,000	123,389,679	88,335,652	301,725,331	301,725,331
会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△ 72,000,000	△ 72,000,000	△ 72,000,000
当期純利益			55,167,844	55,167,844	55,167,844
当会計期間中の変動額合計	0	0	△ 16,832,156	△ 16,832,156	△ 16,832,156
2023年3月31日残高	90,000,000	123,389,679	71,503,496	284,893,175	284,893,175

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度における発行済み株式の数 1,800株

(2) 剰余金の配当

2023年3月22日開催の第19期臨時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	72,000,000円
1株当たり配当額	40,000円
効力発生日	2023年3月22日